

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の経緯

平成17年、我が国は、初めて出生数が死亡数を下回り、合計特殊出生率は、1.26と過去最低を更新しました。その後、合計特殊出生率は、横ばい若しくは微増傾向で推移していますが、平成30年には、1.42と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。

このような少子化への対応のため、国は、平成6年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」を策定し、多様な保育サービスの充実や子育て支援のための基盤整備等に取り組んできました。平成11年には、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、保育サービスのみならず雇用環境の整備、母子保健医療体制、教育環境の整備等、幅広い分野を盛り込んだ内容となりました。

また、平成15年には次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体及び雇用者が300人を超える一般事業主に次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務づけられました。平成16年には、子どもが健康に育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変える施策を強力に推進するため「少子化社会対策大綱」がまとめられ、これに基づく具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）を策定し、各種施策を実施してきました。

平成22年には少子化社会対策基本法に基づき国は、子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会等、目指すべき社会への政策や、教育機会の確保等の主要施策を取りまとめた、「子ども・子育てビジョン」を策定しました。

平成24年に国は、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び、児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を制定し、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が創設されました。

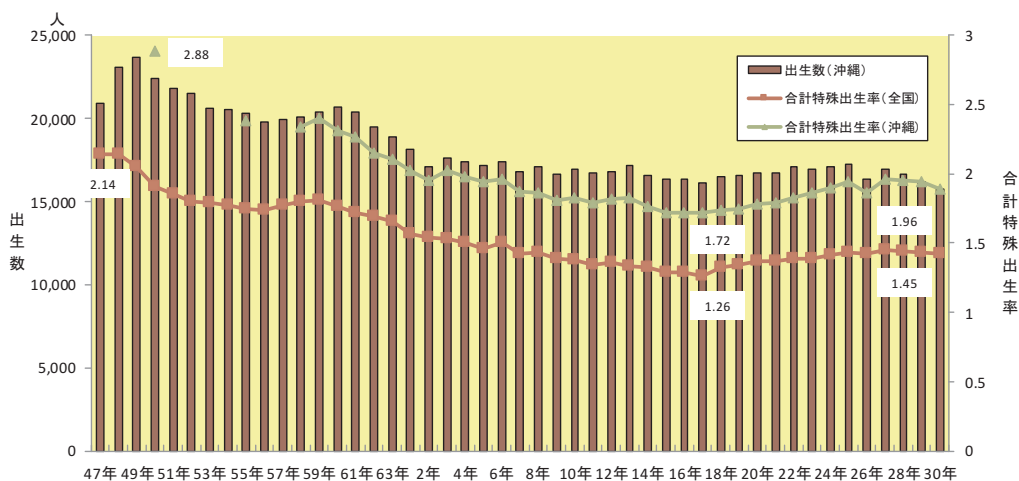
支援法において、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされ、国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととされています。

令和元年5月、国は、子ども・子育て支援法を改正し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、これまで段階的に取り組んできた幼児教育・保育の無償化に向けた取り組みを一気に加速することとし、現行の新制度の幼稚園、保育所、認定子ども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者へ

の給付制度を創設し、同年10月1日より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

本県においては、復帰以降、出生率、合計特殊出生率ともに全国1位を維持していますが、平成4年に合計特殊出生率が2.00を下回り全国と同様に少子化傾向にあります。合計特殊出生率は、平成17年には過去最低となる1.72を記録し、平成27年には1.96となったものの、人口置換水準の2.07より低い状況です。また本県の人口は現在も増加基調にありますが、このまま推移すれば平成42年（2030年）前後にピークを迎え、その後は減少することが見込まれています。

図1 本県の出生数及び合計特殊出生率の推移（昭和47～平成30年）



少子化対策に関して県においては、平成9年には国のエンゼルプランに基づき「おきなわ子どもプラン」を、平成14年には国の新エンゼルプランに基づき「新おきなわ子どもプラン」を、平成17年には国の子ども・子育て応援プランに基づき「おきなわ子ども・子育て応援プラン（沖縄県次世代育成支援行動計画・前期）」を、平成22年には「おきなわ子ども・子育て応援プラン（沖縄県次世代育成支援行動計画・後期）」を策定し、各分野にわたる総合的な施策を展開してきました。

加えて県独自の取組として、本県人口が増加基調にある現段階から、積極的な人口増加施策を展開し、地域の活力と成長力を維持・発展させる必要があることから、平成26年に「沖縄県人口増加計画」を策定しました。同計画に基づき、自然増拡大に向けた婚姻率・出生率の向上や女性の活躍推進、社会増拡大に向けた雇用の創出・確保、U J I ターン的环境整備や交流人口の拡大、離島・過疎地域の振興に向けた定住条件の整備や特色を生かした産業振興などの取組を推進しています。

本県においては、人口当たりの保育所入所待機率が全国一高いなど待機児童の解消に取り組む必要があることや、公立幼稚園が小学校に隣接・併設されてきた歴史的背景から、5歳児就園率が高く、幼稚園における公立幼稚園の比率が高いこと等、他県とは異なる乳幼児期の教育・保育の現状があります。

こうした経緯を踏まえ、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地

域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため支援法等に基づき、平成27年3月、同年度から5年間を計画期間とする黄金っ子応援プラン（第1期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画。以下「第一期計画」という。）を策定しました。

令和元年度、第一期計画が終期を迎えるあたり、新たな計画の作成を行う必要があることから、令和2年度を始期とする「黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定することとしました。

この計画においては、平成22年3月に策定した沖縄21世紀ビジョンで示した「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、国、県、市町村、その他社会のあらゆる分野の構成員と協働し、「誰一人取り残さない、多様性と包括性のある社会」、「子育てしやすい社会」の実現を目指します。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、支援法第62条に基づき策定する計画で、沖縄県の子ども・子育て支援の基本方針となるものです。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や、「沖縄県人口増加計画」など、県が策定した様々な計画と調和を図るとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」や次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「行動計画」、文部科学省通知に基づき県教育庁が平成22年度に策定した「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」の後継計画を含むものとします。

また、本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」に基づき、誰一人取り残さない（Leave no one behind）の理念のもと、「子どもの最善の利益」を尊重し、子どもの健やかな育ちと保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる社会の実現を目指します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とします。

4 計画の目的

本計画は、支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他支援法に基づく業務の円滑な実施を図ることを目的として策定します。

本計画に基づき、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る施策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等を行います。

